

非課税世帯等に対する臨時特別給付金の相談先一覧

(DV等を理由に吹田市内に避難されている方向け)

- DV等で吹田市内に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地(避難前の居住地)の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令等と収入要件)を満たせば、吹田市から受給することができます。
- 受給には**吹田市での手続きが必要**です。相談内容に応じて下記の相談先までご連絡ください。

※「DV等で避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

相談内容	相談先	電話番号
配偶者による暴力	ストップDVステーション (DV相談室)	06-6310-7113
高齢者虐待	吹田市 高齢福祉室	06-6384-1360
障がい者虐待	吹田市 障がい福祉室	06-6384-1348
児童虐待(18歳未満)	吹田市 家庭児童相談室	06-6384-1472

※婦人相談所、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体などでも相談を受け付けています。

※上記以外の場合などは、吹田市福祉総務室(臨時特別給付金担当:06-6384-1803)までご相談ください。